

中国裁判制度とその理念の研究(七)

范

愉

目次

第一節 問題提起

第一部 本稿の構成

はじめに
第一部 古代中国における法と裁判——背景分析のための通史的・一般的考察

第一章 「家・国体系」——先秦宗法制度から形成された社会構造
第二節 秦以降——「家・国」伝統の継続

第三節 宋から清にかけて——家族・国家の二元的な社会構造

第四節 小括

第二章 官僚制度と司法

第一節 支配を支える官僚制度の発達

第二節 官僚制度における司法機関

第三節 専制・吏制・法制

第四節 小括（以上一六四号）

第三章 法・礼・情理の統一——多元的な裁判規範

第一節 多元的な社会規範体系

第二節 制度上の礼と法

第三節 司法実践上の礼・法・宗族法・慣行

第四節 法理上の天理・人情・国法

第五節 小括

第四章 自給自足的な農業経済体制と権利概念

第一節 農業経済と「重農抑商」政策

第二節 「去私」・「不言利」と権利概念

第三節 小括

第五章 古代中国裁判官の地位・役割と法意識

第一節 「父母官」——権力の代表と実行者

第二節 「無訟」の理想と「息訟」の努力（以上一六五号）

第三節 「有治人無治法」——法と裁判官の役割

第四節 専門的な法律家の欠如と「幕友」・「胥吏」の発展

第五節 小括

おわりに

第二部 法の近代化の多様性と中国の特徴 はじめに

第一章 法の近代化路線と歴史的経緯

第一節 中国における近代化問題と時代の区分

第二節 国民党政府による法と裁判の近代化路線

第三節 国民党政権による法制近代化と根拠地法制の形成（以上一六六号）

第四節 国民党政権六法の廢棄と司法改革

第二章 共産党根拠地法から形成された中国的な訴訟＝裁判制度

第一節 根拠地における戦時訴訟＝裁判制度

第二節 馬錫五の裁判方式

第三章 「馬錫五裁判方式」の継承・発展と新中国裁判制度の成立

付録一 「馬錫五裁判方式」裁判例

第三章 中国における法と裁判の近代化（以上一六七号）

第一節 中国における法と裁判の近代化

第二節 法と裁判の近代化及び伝統の踏襲

第三節 中国的近代化路線の問題点

おわりに

第三部 現代中国の裁判制度とその理念

はじめに

第一章 支配様式と裁判の役割

第一節 現代法モデルと中国法の類型

第二節 権力の構成及び裁判の独立性と従属性

- 1 人民代表大会制度及び裁判の独立性と従属性（以上一六八号）
- 2 共産黨の指導と裁判の独立
- 3 裁判監督メカニズム

第三節 政治体制改革と裁判権の強化——その目標と問題点

- 1 法制統一の要請及び法的規範の厳格適用原理の導入
- 2 行政と裁判の分権と相互制約の志向への移行
- 3 裁判の社会的機能の拡大と社会の期待
- 4 法官法の成立と意義（以上一七〇号）

付録二 中華人民共和国法官法

第二章 道具主義的法意識と功利主義的訴訟価値論

第一節 法と裁判に関する道具主義的な法意識

第二節 功利主義的な「訴訟価値論」（以上本号）

第三章 正義、効率性と人民性——裁判理念の変容と価値序列

第一節 正義

第二節 効率性

第三節 人民性

第四節 民事裁判制度の改革からみる裁判理念の変容

おりに

結語

参考文献

付録二 中華人民共和国法官法

(一九九五年二月二八日中華人民共和国第八期全国人民代表大会第一二次會議採決)

目次

| | | |
|-----------|---------------|--------------|
| 第一章 総則 | 第八章 考査 | 第十五章 申告、控訴 |
| 第二章 職責 | 第九章 訓練 | 第十六章 法官考評委員会 |
| 第三章 義務と権利 | 第十章 嘉勵 | 第十七章 付則 |
| 第四章 法官の条件 | 第十一章 懲戒 | |
| 第五章 任命 | 第十二章 給料、保険、福祉 | |
| 第六章 任職回避 | 第十三章 辞職、辞退 | |
| 第七章 法官の等級 | 第十四章 停年退職 | |

第一章 総則

第1条 人民法院が法により独立して裁判権を行使することを保障し、法官が法によつて職責を履行することを保障し、法官の素質を向上させ、法官の科学的管理を実現するため、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条 法官は、法律に従つて國家裁判権を行使する裁判人員であり、最高人民法院、地方各級人民法院、及び軍事人民法院などの特別人民法院の院長、副院長、裁判委員会の委員、廷長、副廷長、裁判員及び助理裁判員を含む。

第3条 法官は、憲法と法律を忠実に執行し、誠心誠意人民のために服務しなければならない。

第4条 法官が、法により職責を履行することは、法律の保護を受ける。

第二章 職責

第5条 法官の職責は、次のように定める。

- (1) 法によつて合議廷に参加して裁判をし、または単独で事件を裁判すること、
 - (2) 法律に規定されるその他の職責。
- 第6条 院長、副院長、裁判委員会の委員、廷長、副廷長は、裁判の職責を履行するほか、その職務にすべきである職責も履行しなければならない。

第三章 義務と権利

第7条 法官は、以下の義務を履行しなければならない。

- (1) 憲法と法律を厳格に遵守する、
- (2) 事件の裁判については、事実に依拠し、法律を基準とし、公平に事件を処理しなければならない。私情にとら

われ法律を曲げてはならない、

- (3) 法によって訴訟参与人の訴訟上の権利を保障する、
- (4) 国家利益・公共利益を維持・保護し、公民、法人及びその他の組織の合法的な権利と利益を維持・保護する、
- (5) 清廉であり、職務に忠実であり、規律を遵守する、
- (6) 国家の機密と裁判業務の機密を守る、
- (7) 法的監督及び人民群衆の監督を受ける。

第8条 法官は以下の権利を享有する。

- (1) 法官の職責を履行するためにあるべき職権及び職務を履行するためにあるべき条件、
- (2) 法により事件を審判するにあたっては、あらゆる行政機関・社会団体及び個人の干渉を受けずに、
- (3) 法定事由または法定手続を経ない限り、免職・降格・辞退その他の処分を受けないこと、
- (4) 職務の報酬を受け、保険・福祉待遇を享受すること、
- (5) 人身・財産・住居の安全は、法律により保護されること、
- (6) 訓練に参加する、
- (7) 申告または控訴を提起すること、
- (8) 辞職。

第四章 法官の条件

- 第9条 法官を担当するためには、以下の条件を備えなければならない。
 - (1) 中華人民共和国国籍を有すること、

(2) 満二三才、

(3) 中華人民共和国憲法を擁護すること、

(4) 良好な政治的・業務的資質及び良好な品行を有すること、

(5) 身体が健康であること、

(6) 高等院校の法律専門の卒業生、あるいは法律に関する専門的知識を有する非法律専門の高等院校の卒業生で、その職歴が二年以上になる場合、または法学士号を有する者で、その職歴が一年以上になる場合、法学修士号または法学博士号を有する者は、上述の職歴期間の制限を受けないことができる。

2 本法施行前に裁判人員となつた者のうち、前項(6)に規定する条件を備えない者は、規定の期限内に本法に規定する条件に達するために、訓練を受けなければならない。その具体的な方法は、最高人民法院が規定する。

第10条 以下の者は法官を担当することができない。

(1) 犯罪行為を行い、刑事処罰を受けたことがある者

(2) 公職を除名処分された（辞めさせられた）ことがある者

第五章 任免

第11条 法官の職務の任免は、憲法と法律に規定された任免についての権限と手続によって行われる。

2 最高人民法院の院長は、全国人民代表大会が選挙・罷免し、副院長、裁判委員会委員、廷長、副廷長、裁判員は、最高人民法院院長が提名し、全国人民代表大会常務委員会が任免する。

3 地方各級人民法院の院長は、地方各級人民代表大会が選挙・罷免し、副院長、裁判委員会委員、廷長、副廷長、裁判員は、法院の院長が提名し、同級人民代表大会常務委員会が任免する。

- 4 省・自治区内の地区ごとに又は直轄市内に設立された中級人民法院の院長は、主任会議の提名に基づき省・自治区又は直轄市人民代表大会が選挙・罷免し、副院長、裁判委員会委員、廷長、副廷長、裁判員は、高級人民法院の院長が提名し、省・自治区又は直轄市人民代表大会常務委員会が任免する。
- 5 民族自治地方に設立された各級人民法院の院長は、民族自治地方各級人民代表大会が選挙・罷免し、副院長、裁判委員会委員、廷長、副廷長、裁判員は、該当法院院長が提名し、同級人民代表大会常務委員会が任免する。
- 6 人民法院の助理裁判員は、該当法院院長が任免する。
- 7 軍事人民法院などの特別人民法院の院長、副院長、裁判委員会委員、廷長、副廷長、裁判員の任免方法は、全国人民代表大会常務委員会が別途に規定する。
- 第12条 初任審判員と助理審判員の採用については、公開試験と厳格な考查を経て、才徳兼備という基準によつて、法官の条件を有する者の中から優秀な者を候補者として選出する。
- 2 院長、副院長、廷長、副廷長を担当する者については、実務的な経験を有する者から候補者を提出しなければならない。
- 第13条 法官は以下の事由の一つに該当する場合には、法によつて免職を提出しなければならない。
- (1) 中華人民共和国籍を喪失した場合、
 - (2) 法院から転出した場合、
 - (3) 職務の変更によつて原職務の保有が不必要である場合、
 - (4) 考査によつて職務に不適格と確定された場合、
 - (5) 健康上の原因により長期に職務を履行しえない場合、

(6) 停年退職の場合、

(7) 辞職、また辞退する場合、

(8) 規律違反、違法・犯罪の原因で任職が継続不能である場合、

(9) その他の原因でその職務の免除が必要とされる場合。

第14条 法官は、人民代表大会常務委員会の構成員、行政機関、検察機関及び企業・事業単位の職務、または法律を兼任することができない。

第六章 任職回避

第15条 夫婦関係、直系血族関係、又は三代以内の傍系血族及び近婚姻親族関係を有する法官らは、同時に以下の職務を担当することができない。

- (1) 同一人民法院の院長、副院長、裁判委員会委員、廷長、副廷長
- (2) 同一人民法院の院長、副院長、裁判員、助理裁判員
- (3) 同一裁判庭の廷長、副廷長、裁判員、助理裁判員
- (4) 上下連接の両級人民法院の院長、副院長。

第七章 法官の等級

第16条 法官の級別は、十二級に分ける。

2 最高人民法院院長は首席大法官である。二級から十二級までの法官は、大法官、高級法官、法官に区分する。第17条 法官の等級の確定は、法官が担当する職務、才徳、品行、業務の水準、裁判業務の実績及び仕事の期間を根拠とする。

第18条 法官の等級編制、評定及び承認の方法は、国家が別途に規定する。

第八章 考査

第19条 法官に対する考査は、所在の法院が組織し実施する。

第20条 法官に対する考査は、客観的・公正ではなければならない。考査は、指導者と群衆とともに、平時の考査と年度の考査とともにに行われるべきである。

第21条 法官に対する考査の内容は、裁判実務の実績、思想品徳、裁判実務と法学理論の水準、仕事の態度、及び裁判の作風を含む。裁判業務の実績を重点に考査する。

第22条 年度考査の結果は、優秀、職務に適格、職務に不適格という三つの等級に区分する。

2 考査の結果は、法官に対する奨励と懲戒、訓練、辞退及び等級と給料を調整する根拠とする。

第23条 考査の結果は書面で本人に通知する。本人は、考査の結果に異議を有する場合は、再審査を申立てることができる。

第九章 訓練

第24条 法官に対して理論的・業務的訓練を計画的に行うべきである。

2 法官の訓練は、理論と実際とを組び付け、需要によつて授業を行い、実効を重んじるという原則を貫徹する。

第25条 国家法官学院・学校及びその他の法官訓練機構は、関わる規定によつて法官訓練の責務を負う。

第26条 法官の訓練期間における学習成績と評定は、本人の任職と昇任の根拠の一つとする。

第十章 奨励

第27条 法官は、裁判業務において顕著な成績と貢献を有する場合、または他の傑出した業績を有する場合、奨励

を与えるべきである。

2 法官に対する奨励は、精神的な激励が物質的な激励と結合するという原則によつて行う。
第28条 法官は以下の実績を有する場合、奨励を与えるべきである。

(1) 事件の審理において、公平に法律を執行する顕著な業績を有する場合、

(2) 裁判の実践的経験を総括する傑出した成果を有し、しかも裁判業務に対する指導的な役割を有する場合、
(3) 裁判業務に関する改革の提案が受け入れられ、しかもその効果が顕著である場合、
(4) 国家、集団と人民の利益を保護し、それによつて重大な損失を免れしめた顕著な業績を有する場合、
(5) 勇敢に違法・犯罪行為と闘争する顕著な業績を有する場合、

(6) 司法に提出した提案が受け入れられ、または法制宣伝を行いながら、人民調停委員会の業務を指導するについ

て、その効果が顕著である場合、
(7) 国家の機密と裁判業務の機密を守ることについて顕著な業績を有する場合、
(8) その他の功績を有する場合。

第29条 奨励は、嘉獎、三等手柄、二等手柄、一等手柄、栄譽称号に分ける。

2 奨励の権限と手続は、それに関する規定によつて行う。

第十一章 懲戒

第30条 法官は、以下の行為をしてはならない。

(1) 国家の名誉を毀損する言論の流布、違法組織への参加、国家に反する集会、行進、示威などの活動への参加、スライキへの参加、

- (2) 横領、収賄、
 - (3) 私情にとらわれ法律を曲げること、
 - (4) 捏問による自白の強要、
 - (5) 証拠の隠匿、または証拠の偽造、
 - (6) 国家の機密と裁判業務の機密の露営、
 - (7) 職権の濫用による誤判、または当事者に重大な損失をもたらすこと、
 - (8) 職務怠慢による誤判、または当事者に重大な損失をもたらすこと、
 - (9) 故意による裁判の遅延、または仕事に支障をきたすこと、
 - (10) 職権を濫用し、自己または他人の私利を図ること、
 - (11) 営利的な経営活動を行うこと、
 - (12) 密かに当事者及びその代理人に会見し、当事者及びその代理人からの接待または贈り物を受けること、
 - (13) その他の違法または規律違反の行為。
- 第31条 法官は本法の第30条に規定される行為の一つを行つた場合、処分が与えなければならない・犯罪になる場合、法律によつて刑事責任を追及しなければならない。
- 第32条 処分は、警告、過失として記録、重大な過失として記録、等級の格下げ、免職、除名に分かれる。
2 免職処分を受ける場合、同時に給料と等級を下げることになる。
- 第33条 処分の権限と手続は、それに関する規定によつて行う。
- 第十二章 給料、保険、福祉

第34条 法官の給料制度と給料の標準は、国家が裁判業務の特徴によって規定する。

第35条 法官に対しては、給料を定期的に増額する制度を実行する。考査によつて優秀又は職務に適格であると認定される者は、規定によつて給料を上げることができ、特別な貢献を有する者は、規定によつて先に給料を上げることができる。

第36条 法官は国家の規定によつて裁判業務手当、地区手当、その他の手当及び保険と福祉の待遇を享受する。

第十三章 辞職、辞退

第37条 法官が辞職を求める場合、本人が書面で申請し、法律の規定する手続によつてその職務を免除されるとができる。

第38条 法官は以下の事情の一つを有する場合、辞退することができる。

- (1) 年度考査において、二年続いて職務に不適格であると認定された場合、現職に不適格であり、しかも他の配置を受け入れない場合、
- (2) 裁判機構の調整、または編制の人数縮減の需要によつて仕事を調整する際に、本人が合理的な配置を拒否する場合、
- (3) 無断欠勤、または正当の理由なくして休業期間終了後仕事に復帰しないことが連続十五日以上、あるいは一年に合計三十日を越えた場合、
- (4) 法官の義務を履行せず、教育を経ても改めない場合、
- (5) 法官を辞退する場合は、法律の規定する手続によつてその職務を免除されなければならない。

第39条 法官を辞退する場合は、法律の規定する手続によつてその職務を免除されなければならない。

第十四章 停年退職

第40条 法官の停年退職制度は、国家が裁判業務の特徴を考慮して別途規定する。

第41条 法官は停年退職後、国家の規定する養老保険金及びその他の待遇を享受する。

第十五章 申告、控訴

第42条 法官は、本人に対する人民法院の処分を不服とする場合、その処分の決定を受け取った三十日内に、原処理機関に再審査を申請することができ、しかも原処理機関の上級機関にその処分不服のことを申告する権利を有する。

2 申告を受理した機関は、規定に従つて処理をしなければならない。

3 再審査と申告の期間においては、当該法官に対する処分の執行は停止されないものとする。

第43条 法官は、国家機関及びその職員が本法第8条に規定される法官の権利を侵害する行為に対して、控訴を提起する権利を有する。

2 法官が法により事件を審判することに干渉した行政機関、社会団体及び個人に対して、法によってその責任が追究されなければならない。

第44条 法官は、申告と控訴を提起する場合、事実に即して処理を求めなければならない。事実を捏造し、誣告し

他人を陥れる者に対して、法によってその責任が追究されなければならない。
第45条 法官に対する処分を誤った場合、適時に改正しなければならない。法官の名譽に損害をもたらした場合、その名譽を回復し、影響を解消し、本人に謝罪しなければならない。法官に経済的損害をもたらした場合、賠償しなければならない。裁判官に打撃や復讐を与える直接の責任者に対しては、法によってその責任が追究されなければならない。

論說 第十六章 法官考評委員会

第46条 人民法院において法官考評委員会を設ける。

2 法官考評委員会の職責は、法官に対する訓練、考査、評議の業務を指導することである。具体的な方法は、別途規定する。

3 最高人民法院の法官考評委員会は、本法第12条の規定によつて、初任裁判員、助理裁判員採用のための全国の統一試験を組織する。

第47条 法官考評委員会の構成員は五人から九人までとする。

2 法官考評委員会の主任は、当法院の院長が担当する。

第十七章 付則

第48条 人民法院の執行員に対して本法の関わる規定を参照し管理を行う。

2 人民法院の書記員の管理方法は、最高人民法院が規定する。

3 人民法院の司法行政人員に対しては、国家のそれに関する規定によつて管理を行う。

第49条 本法は、一九九五年七月一日から施行する。

第二章 道具主義的な法意識と功利主義的訴訟価値論——法と裁判に関する考え方

特定の法類型は、通常一定の法理念または法意識と結びつけられ、制度と理念の間に、常に相互に決定・影響し合い、或いは相互に発展・変容させる動因となるような関係がある。法と裁判の社会的機能に関する考え方は、法

意識・法理念において中心に位置づけられ、しかも法システムまたは具体的な法制度の設計・運営の指導的思想として、重要な役割を果たすものである。現代中国におけるいわゆるマルクス主義法理論は、五〇年代に旧ソ連から継承し形成されたものであつたが、九〇年代以降その内容に重大な変容が起きてきている。⁽¹⁾ 本章では、現代中国における主導的法意識・法理念としての道具主義と功利主義、及びそれらの裁判制度の運営における作用を考察し、その変容と発展をも検討する。

第一節 道具主義的な法意識

1 道具主義的な法意識及びその変容

法に関する道具主義的な考え方とは、法の機能を基本的に法以外の何らかの政治的・道徳的・社会経済的な目標を実現する道具・手段であるとみなす。それは、目的を実現するために最も効率的な手段を選択すべきだという目的^①手段関係の功利主義的考慮に基づくものである。中国における道具主義的法意識は、法というものの本質や機能についての理解にとどまらず、法システムの構成及び裁判の機能の設計における指導的思想でもある。その内容としては、具体的に、まず、国家の社会統制・規制の観点から裁判の国家権力の道具としての地位や機能を設定する。次に、社会または国家の段階的な中心的政策や方針が確定された後、裁判はその中心的政策をめぐってその機能を發揮するよう自らの道具的任務を確定する。最後に、国家と社会は、裁判所の政策遂行に関わる業績や効果によって、裁判の機能と正統性を評価・検証する、ということである。

法と裁判に関する道具主義的な考え方とは、中国史を貫通する基本的な法意識または法理念といつても間違いない

と思われる。第一部で述べたように、古代中国において、法は「刑」と同一視され、国家権力によつて社会の倫理的な秩序を維持する重要な道具として使われた。また、法（刑）と裁判の道具的な役割や作用方式については、儒・法（家）一体的な法理論が創出された。近・現代にかけて、法意識・法理念の内容と方法論は一連の根本的な変化を起こしたが、その道具主義的な特徴は依然として明らかに存在している。建国以来、政治的・社会経済的な大変動とともに、法理論においても大きな変革があつた。そのために、法理念または法意識では、その道具主義的な考え方と論理、とくに法の本質に関する認識には、後述のようにいくつかの根本的な変化がみられる。ここではこうした考え方の根本的な相違点によつて、それを前期と後期という二つの類型に区分し、それについて検討してみよう。

（1）前期——階級闘争・政治を中心とする道具主義の法理論

前期の道具主義的な法理論は、建国初期の系統化されていなかつた法の革命的道具論を始め、五〇年代のソ連の法思想の影響ないし理論体系を受け入れて構築された法理論、文化大革命における極端な階級闘争論、及びその後に回復されたばかりの法理論それぞれをすべて包括しうるのである。⁽²⁾ というのは、その一つ一つには一定の特徴はあるが、共通するところでは以下の諸点に概括することができるからである。

第一に、法の本質については、基本的に法は国家によつて制定または認可され、支配階級の意志を体現し、國家の強制力によつて実施される規範の体系であり、支配階級の独裁を実現するための道具であると定義される。⁽³⁾ 従つて、法思想には政治的な目的論と価値観が付され、政治理論である「兩類矛盾説」⁽⁴⁾ を法と裁判の基本的出発点とした。具体的には、「刑事案件」については、反革命分子、悪質分子によるものと、一般の汚職、窃盜、なぐりあい、騒動、人権侵害などの犯罪を明確に区分する。前者は敵味方の矛盾に属する犯罪であるから、法による効果的な制裁

を加えなければならないが、後者は人民内部の矛盾に属するから、基本的に説得、教育という方法によって解決をはかる⁽⁵⁾。即ち、法は主として、制裁と教育という二つの機能をもつて、主体と事件の性質によって、それぞれに機能を果たすとされる。一方、一般的いわゆる人民内部の矛盾に属する民事紛争において、公民の遵法義務は一面的に強調され、国家・集団・個人利益の優先序列が定められ、そのために法の公平・平等が政治優先という価値判断によつて制限されてしまつた。とくに、「五〇年代末から文革に至る間、国家と法の理論では、プロレタリアート独裁の階級敵に対する抑圧・鎮圧機能とその政治の道具としての法の階級性が一面的に強調され、「政策は法律の魂である」、「政治優先の原則」などの言い方が半ばスローガン化する形で突出していくのである。文革期、とりわけその後期にみられる適法性侵害の中国型異常現象は、法を媒介としない社会秩序維持の形成に失敗した結果にはかならない⁽⁶⁾。無論こうした道具主義の法理論の指導の下で、法によつて共産党または行政権力を制約するという機能は、全く認められなかつた。

第一に、こうした道具主義の指導の下で、裁判の社会的機能は、非常に制限されたのであつた。共産党の路線・方針を効率的に貫徹するために、行政機関の機能が政策の目的達成のためのより効率的、直接的な手段として高度に強化された結果、裁判の社会的機能は行政の機能よりも第二次的なものになつていつた。一方、裁判においては、刑事を中心とする志向が強かつた。それに対して、裁判の他の社会的機能、即ち、権利の保護、紛争の解決、資源の配分、及び田中成明のいう権利義務・契約などの法的観念を用いた私人相互間の自主的活動規制・利害調整などの活動促進機能は、ほとんど軽視、ないし無視されてしまつた。民事訴訟において、一方では法的規範に基づいた基準ではなく、政治的（または道徳的）標準によつて、当事者の行為を判断し、不当な判決を出すことが可能になつた。他方では、国家・集団の利益を優先するために、個人の権利は基本的に無視され、しかも説得・教育のような

方法によつて紛争解決することを一方的に強調し、民事訴訟の必要性はほぼ否定されていったのである。「一九六六年以後、人民法院の組織機構は基本的に麻痺状態におかれ、裁判業務も停止になつた。その後、人民法院は各地の公安機關における軍事管理委員会の下の裁判グループ（審判組）になり、国家の裁判権を行使した。当時階級闘争の拡大の影響を受け、敵に対する独裁の機能が強調され、裁判グループは、民事事件をほとんど受理せず、民事事件の裁判がほぼ停止の状態になつていった。たとえ受理した民事事件の裁判においても、国家の法律と政策を執行せず、法定手続きと制度を守らず、常に民事事件を階級闘争の視点によつて対処し、不当な処理を下したので、裁判の質は明らかに低下していったのである」。⁽⁷⁾

第三に、裁判所はプロレタリアート独裁の道具として利用され、党の一元的な指導によつて、憲法に規定された裁判所の独立して裁判権を行使する権限が党の委員会の事件審査制度によつて実際には否定されてしまつた。⁽⁸⁾前期の道具主義の法理論は、全般的に政治の陰のもとでその論理を構築したものであるので、党の指導という名目で具体的な事件の裁判に干渉・介入することを正当化しようとした。⁽⁹⁾裁判所は政治的に党の指導を受け、財政や人事が行政権によって管理され、具体的な裁判業務が党委・政府・人代によつて監督・統制されたので、裁判所はただ党委と政府の付属の部門として位置づけられ、その判決は党委の決議とあまりかわらないものであった。一方、道具主義的な考え方から、職権主義に基づいた裁判の方法が、常に極端に強化され、さらに裁判所が自ら国家権力の実行者と国家利益の保護者の立場から出発し、当事者と対立する立場にまでなつていった。

（2）後期——改革開放・経済中心的な道具主義

八〇年代から九〇年代にかけて、中国法制建設は、いわゆる新時期に入つてきた。この新たな時期においては、法理論・法意識から司法の実践まで、前期と比べて、一連の根本的な変化が起つてきた。しかし一方、改革開放期

の法理論は、前期の道具主義への反発と批判から出発したにもかかわらず、そこには後述のように道具主義的な特徴が依然として存在している。現在の中国における法と裁判制度の改革と運営は、こうした再構成された道具主義的法理論の指導のもとで行われているものと考えられる。具体的には、

第一に、法学界における「新道具主義」の登場である。文革以前の政治理論と法理論への反発として、「法治主義」という理念が台頭してきた。法理論についての数回の論争を経て、伝統的な階級闘争道具論が否定され、法の本質については、「社会性説」または「階級性と社会性の両立説」が主流になってきた。^[10]一方「権利」をめぐつて、「権利本位説」及び「権利義務の一一致説」は、人民の権利が一層重視・保護されるべきだという点で一致するようになつてきている。^[11]しかしながら、こうした理論的な変化及びその方法論をみると、いずれも法の道具としての機能を重視しながら、法という道具を用いて社会統制ないし政治的・経済的・社会的改革を遂行するという志向や理想が明らかに現れている。

こうした理念上の変化について、次のような意見がある。つまり、新たな法理論は、「伝統的法哲学理論（五〇年代以来のいわゆる『正統的な法哲学』）を突破し、法の社会支配と調整という機能を明確に突出させ、法治を主導とする社会調整システムへと法制建設を方向づけし、そして『唯道具論』つまり法が階級闘争の単なる道具であるとした『伝統的法哲学理論』からの変革と超越を実現してきた」ということである。^[12]

一方、現在の法学界においては、法制建設は経済発展を中心としなければならないという意見が普通になつてきている。^[13]こうした意見をみると、いわゆる法理念の変革は、主として法の本質についての観念的変革であると考えられる。即ち、法理論は、従来の、法は単なる階級闘争の道具であるという秩序維持の統制機能についての認識を超えて、法の多様な社会的機能を認めながら、社会を規律し調整するもつとも適切な手段としての法の意義と重要

性を強調している。こうした法の社会的機能についての観念上の変革が起こっているにもかかわらず、法意識・法理論 자체は、経済建設を中心とする改革理論に基づいて、法の改革開放の道具的な性質と機能を強調しつつ、法と裁判の中心的使命を経済の発展と社会の安定に位置づけており、この点で道具主義的性格は依然として存在していると思われる（表一 参照）。

第二に、改革開放の路線・戦略・政策を実現するための裁判の道具的な機能が、司法界自らにおいて強調されているという点をあげることができる。中国の改革開放は、指導層の政策によって上から下への形で遂行されているものであり、具体的には、立法による改革開放の目標を具体化・明文化しつつ、司法＝裁判には改革開放の司法的保障の提供が要求されている。立法と司法に對して具体的、段階的な任務が規定され、かような任務を果たすことによって経済的社会的、または政治的な改革を推進する、ことが企図されている。この過程において、法の社会的機能の拡大に伴い、立法権の権威が強化されつつ、現時点の法治主義は、立法と手続の厳密化・正規化によつて、裁判権の行使を一層規制し、裁判所が法的規範を厳格に適用することを目指している。

こうした根本的戦略のもとで、近年の裁判所の業務の中心的任務からみると、裁判によって公民の権利・利益を保護するという意識は大幅に高まってきたが、裁判所は、あくまで統一的な国家権力における一つの機能的な道具として位置づけられ、その基本的機能は、一般的な正義や権利を実現することより、むしろ国家の基本方針や目標を積極的に推進することにある。一方、裁判所の政策形成・規範創出の機能及び裁判権の優位は、理論上正当化されていない。実践においては、裁判所の業務方針は、一般に共産党中央及び国家の中心的目標をめぐつて、各級の裁判所の具体的・職能的な任務を確定し、遂行することにある。裁判所のあるべき地位や機能についての法学界の思考と比較してみれば、司法界の実務においては、道具主義の自覚や志向がさらに鮮明に表現されている（本稿次

項参照)。

第三に、道具主義的裁判権の統一と独立の強調ということが挙げられる。前述の通り、経済建設を中心とする方針のもとで、市場経済の確立・発展を保障するために、国が憲法による裁判権を統一し、それを独立して行使することが益々強調・保障されてきている。そのために、裁判権独立と裁判制度の合理化を目指す改革が、推進されつつある。しかし、ここで裁判の独立の重要性と正当性は、主に国家権力のより合理的かつ効果的な運用の角度から正当化されたのである。裁判の独立は、上述のような「法制統一」という目標の一環として、基本的に、国家権力の強化と統一的な運用のために重視・強調されているのである。従つて、裁判の独立を強化すればするほどその道具的機能をさらに果たすことができると考えられる。一方、裁判の機能と権威の向上と同時に、従来の法治主義に反した裁判の過度の職権主義を弱化しようとする指向^[14]、または既述の裁判監督メカニズムの強化の要請も増加してきた。

第四に、当面経済建設を中心とする基本方針に基づいて、司法政策においては従来の刑事法を重点とする志向から、刑事と民(商)法とともに重視する志向へと移行してきている。一方、民事訴訟制度自体は、紛争の急増と事件類型の多様化の状況に対応して、急速に発展し、整備されたた

| 法理論の変容 | 中心的目標 | 法的手段 | 裁判の主な任務 | 法と裁判の社会的機能 | 正統的法理論 | 裁判の独立 |
|--------|------------|------------|-----------------------|---------------------|--------------|---------------|
| 旧道具主義 | 階級闘争を中心とする | 刑法を中心とする | 犯罪の追及・国家・集団・公民の権利利益保護 | 社会統制 | 階級闘争道具論両類矛盾説 | 党委員会の事件審査制 |
| 新道具主義 | 経済建設を中心とする | 民刑事法とともに重視 | 同上+経済発展・市場建設にサービス提供 | 社会統制・権利保護・紛争解決・活動促進 | 社会主义的法治主義 | 裁判権の統一・独立して行使 |

表一 新旧道具主義的法理論の比較

め、民事訴訟の社会的機能と地位は急速に向上しつつある。当面裁判所の業務方針として、民事（経済）裁判の重要性がますます強調されることから見ると、裁判の社会的機能の大幅な拡大につれて、今後民事訴訟の道具的な地位や役割は一層重視されると思われる。

2 裁判実践における道具主義的法意識

これまでの政治体制改革理論と「法治主義」の高唱は、社会全般の法意識に重大な影響を与えたことはいうまでもないが、一方、裁判所の具体的な運営原則（いわゆる工作原則）と裁判の実践からみると、裁判の社会的機能を設定・実行する際には、その抽象的・一般的な社会的機能よりは、具体的な社会的・政治的・経済的な目標を実現する道具としての機能が一層重視されている。それは、主に前述のような国家権力による裁判権に対する制限・監督の強化⁽¹⁵⁾、及び裁判所自らの道具主義の自覚という二つの特徴に現れている。前者については、すでに論じたところであり、ここでは、後者、つまり裁判所の道具主義的な法意識について、検討してみよう。

裁判所の道具主義的な自覚は、まず、裁判理論によつて明確化されている。最高人民法院副院長、民事裁判廷廷長馬原が主編する『民事審判的理論与実務』では、民事裁判の社会的機能について、主として次の諸点をあげている。即ち、社会主義的経済制度を確認・保護する、社会主義的商品経済の発展を促進・調整する、経済体制の改革の順調な進行を保障する、人民の法的権利・利益を保障・体現する、人民内部の矛盾を調整する、社会の安定を保障する、などである。⁽¹⁶⁾裁判所の業務の中心は、国家の中心的な方針や政策であるという法意識は、裁判の指導思想として明らかにされているのである。

次に、道具主義的法意識は、以下のように歴年の全国人民代表大会での「最高人民法院工作（業務）報告」、又は

法院の業務方針によつて具体化されている。

例えは、一九九三年三月第八期全国人民代表大会第一回会議での「最高人民法院工作報告」においては、前期大會任期の五年間の裁判工作をまとめて報告した後、今後の五年間の裁判工作の基本方針と任務について以下のよう述べた。即ち、真剣に党の一四回大会の精神を貫徹し、党の基本路線を堅持し、鄧小平の中国に特徴的な社会主義を建設するという理論によつて工作を指導し、一歩進めて思想を解放し、实事求是（事実を追求して事を行う）、引き続き刑事・民事・経済・行政・海事裁判工作を全面的に強化し、深く、厳しく重大刑事犯罪⁽¹⁷⁾と経済犯罪⁽¹⁸⁾を打撃し、法的手段によつて経済関係を調節し、確實に公民と法人の権利や利益を保護し、行政機関の適法な行政を支持・監督し、国家の安全と社会の安定を維持するため、社会主義市場経済体制を建設するため、改革開放と現代化建設を加速するために、有力な法的保障とサービスを提供する、としたのである。⁽¹⁹⁾

一九九四年三月の「最高人民法院工作報告」においては、前述の基本方針と任務を再度強調した上で、司法調査研究を強化するという新たな重点を提出した。即ち、各級の人民法院、とくに最高人民法院と高級人民法院は、幹部を組織し、社会主義市場経済体制の建設を背景とした裁判工作中でみられた普遍的・典型的な問題に対し、重点的に深く調査研究し、裁判の実践的な経験を総括し、解決の方針と意見を提出すべきであり、それと同時に、適時に人代に立法提案を提出し、関係部門に司法提案を提出すべきである、としたのである。⁽²⁰⁾

同じように、一九九五年三月の「最高人民法院工作報告」においては、本年度は引き続いて裁判業務を強化すべきであり、一、一步進めて重大刑事犯罪との闘争を強化し、社会の安定を維持する、二、法によつて経済関係を調節し、公民と法人の権利や利益を保護する、三、厳肅に法律を執行し、司法の水準を高め、改革開放と現代化建設のために有力な法的保障とサービスを提供する、という方針と任務を明確にした。⁽²¹⁾

注意すべきことは、以上のような裁判所の各年の業務方針や任務は、すべて当時の党と国家の basic 路線や政策を基とし、裁判所の改革の要請を配慮して展開されたという点である。こうした在り方が変わらない限り、裁判所があくまで中央集権の一環として、その道具的機能を果たすという認識は問題とされないであろう。

3 法的道具主義の戦略とその発展の趨勢

一般的にいえば、裁判所自体の道具主義的な意識は、法学界における理論的な発想と比べて、相当保守的な立場に立つていると思われる。その道具主義的な意識ややり方はしばしば学界からの批判を受けている。しかし一方、法と裁判の機能についての道具主義的な考え方は、法学界から立法者・司法機関まで、従来の法意識や法理念だけではなく、後述のような中国の実情から考えてみると、それは、改革開放以来の法と裁判の社会的機能の急速な拡大に対しても、中国において生み出された管理型法モデルを活性化させる戦略ともいえよう。

中国の改革の過程においては、裁判所の地位と裁判の社会的な機能の向上は、非常に重要かつ困難な課題であると考えられる。改革の路線や政策は、上から下への集権体制のもとで進行しているので、経済の発展を優先するという前提のもとでは、裁判所に対する資金・物質などの投入は極めて少なく、一方それに対して課される任務は非常に重いのである。⁽²²⁾こうした改革の過程において、社会の安定を維持し、急速に発展している市場経済を規制・保障するという要請に応じて、裁判所がかなり粗漏であるともいえる裁判メカニズムを用いて指導集団から民衆までの社会一般の需要を満たすことは非常に困難と考えられる。

それに対して、管理型法としての法システムと裁判制度が、その政治体制の改革と市場経済の確立とが同時進行する改革開放という社会変革を背景として、如何にその固有の枠組みの中で、多様かつ複雑な社会的要請に適応し、

積極的にその機能を發揮しながら、自らの改革・整備をも進める事ができるかという難問に直面し、法的道具主義という戦略を打ち出したことは不思議ではないであろう。

一方、中国の改革開放の政策は、市場の確立と発展と同時に、資源の合理的配分・地区ごとの収入の格差の縮小・インフレの適度な抑制・社会福祉の整備などの深刻な問題にも直面せざるを得ない。そのために、国家の経済に対するマクロ的コントロール、強化された市場規制メカニズム、及び国家政策を効率的に貫徹するための行政と裁判の高度な協調と相互の制約が、ともに不可欠とされる。この巨大な社会改革プロジェクトを実現するために、権力作用の効率化と統一、時間と手続上のできる限りの節約、資金投入のより高い収益などの考慮から出発し、国家と社会はともに、法の機能拡大及び活性化に対して、大きな期待を寄せている。こうした背景の下で、指導層ないし理論界から法的道具主義の戦略によつて法システムを再構成しその機能を拡大・強化させるという発想が生まれてきたのである。

法的道具主義という戦略は、「法システムや法的思考を基本的に法以外の何らかの政治的・道徳的・社会経済的等々の目標を実現するための道具・手段であるとみて、とくに新たに拡大された法的領域においては、普遍主義型法や伝統的な法的思考の技法を用いるか否か、それらに独特の価値や論理をどの程度貫徹するかは、各領域での目標実現のための効率・便宜の問題であると考え、法独特の制度的枠組の制約をできるだけ緩和しようとする。このような戦略は、マルクス主義、プラグマティズム、功利主義などの立場をとる法律家によって主張されており、近時、有力化しつつある」²⁴⁾。こうした法的道具主義は、中国の現状において実行可能であり、しかも社会に認められる法的機能拡大という意義をもつ対応であるといえよう。

現在の中国において法的道具主義の戦略は、具体的に、根本的政治制度と社会秩序の安定を前提として、普遍主

義型法におけるいくつかの基本的原則や制度、ないし立法を導入しつつ、既存の法と裁判制度を改造しながら、新たに健全な制度を確立させることを目指すものである。その特徴については、前述のように、法治主義の高揚、「法制統一」という戦略の推進、及び普遍主義型法をモデルとした法システム再構成⁽²⁵⁾と裁判制度の改革等の点があげられる。

こうした法的道具主義の戦略の意義及びその発展の趨勢については、様々な可能性が考えられる。一方では、既存の法システムの枠組み及び基本的価値や論理が変わらない限り、法的道具主義は、自らの政治的・道徳的・社会経済的等々の目標を実現するため、とくに新たに拡大された法的領域では、普遍主義型法の原理・制度または方法を若干用いつつ、各領域または各発展段階での目標実現のための効率・便宜を計り、その固有の弊害をできるだけ緩和しようとする戦略である。この意味で、法的道具主義を用いた法モデルの再構成によって、従来の法と裁判についての道具主義的考え方、及び管理型法の性格とその根本的欠点を徹底的に改造することは基本的には考え難いといわなければならない。

他方では、すでに述べたとおり、現実には、中国では近代法と現代法の問題は同一の次元で捉えられている。この意味で、近代的普遍主義型法の「法の支配」原理を原型として形成された「法治主義」による法システムの再構成は、中国における法の近代化の一部の未完成の課題を補修するものともいえる。こうして、「法治主義」の原理によつて、法と裁判の社会的機能と地位を向上しつつ、従来の法と裁判についての道具主義的な考え方や法意識を、多少弱体化・修正することができると考えられる。と同時に、法的道具主義という戦略は、「法治主義」の提唱・遂行によって、既存の法システムにおける、固有の非法的な要素と恣意の可能性に対する制限と制約を増強しながら、その法モデルの背景にある思想を活性化させるという趨勢もみられる。⁽²⁶⁾

第二節 功利主義的訴訟価値論

1 功利主義法理念と中国での新展開

田中成明述べたように、「功利主義 utilitarianism」という言葉は、今日きわめて多義的に用いられているが、ベンサムによつて確立されるのは、『最大多数の最大幸福』という定式によつて表現されるものである。そこには、行為などの正しさは結果によつて判定されるという結果主義、快樂が唯一の善、苦痛が唯一の惡であるとする快樂主義（ないし幸福主義）、行為などの正しさはすべての人びとの幸福全体への寄与によつて判定されるという总量主義・最大化主義が含まれている。⁽²⁹⁾こうした『最大多数の最大幸福』を追求し、法システムの公益性と効率性を強調するといふ功利主義の法哲学理論は、長い間にわたつて、西洋において広範な影響を与えてきたが、現代にかけてもさまざまな新たな形式で表現されている。功利主義の法理論では、「司法手続の分野では、実体法を最大限に実効的にすること、そしてそれに伴う害悪（誤判による無実者への害悪とか、裁判の遅延・費用・煩雜）を最小にすることがその目的であるとされ、裁判所組織の統一、地方の下級裁判所の設置、貧困者への法律扶助、手続の簡略化、裁判官の給料制などが説かれている」。こうした考え方は、中国における裁判に関する発想とほぼ同じ出発点に立つているものとみられ、それはおそらくただの偶然ではないであろう。

中国の場合、功利主義的思考様式は、中国の伝統的な思考様式及び社会的現実に合致するという面を有し、いわゆる「実用主義」という思考様式とほぼ同じ価値観をもつてゐる。実用主義的価値観をもつ古代中国においては、訴訟による権利の実現という意識が極めて希薄であり、紛争の発生と解決に対して、国家権力から共同体の自治組織

に至るまで、（民事）訴訟による道義的・経済的・精神的な損失を強調し、訴訟に対しても、実用主義的な視点からそれを判断・評価する意識が強かつた⁽³⁰⁾。こうした実用主義的な考えに基づく「息訟」という志向は、近代の根拠地における司法制度にもみられ、しかもその訴訟手続の簡素化、調停の強調、訴訟費用の免除、当事者と裁判の便宜、及び訴訟の社会的な効用（例えば、宣伝・教育の効用）などの功利主義的な考慮が、当時の訴訟＝裁判制度と実践において具体化され、実現されたのである⁽³¹⁾。根拠地の訴訟＝裁判制度におけるかような制度、原則と理念の多くが、建国後の裁判制度、とくに民事裁判制度に継承してきた。改革開放期に至つても、法的制度の整備と改革について、裁判制度の具体的な形式ややり方などには一連の改革が行われ、権利意識が向上してきているが、権利の実現と正義の主張とともに、訴訟に対する功利主義的な考慮は依然として圧倒的な影響力を有すると思われる。

一方、最近の十数年間、階級闘争のような政治的考慮及び国家利益優先原則の強調の弱化・退潮につれて、法理念から裁判についての観念・意識まで経済的社会的効用を優先する志向が次第に主流になってきてている。この背景において、裁判についての功利主義的価値観は市場経済の観念によって変容し、新たな形で再び登場し、いわゆる「訴訟価値論」の形式で展開されているのである。

現代中国における功利主義はもともとその指導者の「現実主義」または「実用主義」と呼ばれた改革開放の理念から展開されているものと考えられる。周知の通り、中国の改革開放には、当初の試みと探索の段階において、いかななる成熟した、系統的な理念体系もほぼ全くなかったといえよう。従来のようなマルクス主義の解釈論も、社会主义中国の改革に十分適用可能な理念を提供することができなかつた。ここ十数年間ににおける改革の軌跡をみると、基本的な経済体制・政治体制の改革戦略から、具体的な措置・制度の成立まで、いずれにおいても明確化されない発想の論議と実務の試みや、実践的な経験と教訓のなかで、その目標や在り方などが徐々に明らかにされ、確立さ

れてきたのである。しかし、その過程において、一つの根本的な理念ないし価値観が終始貫かれていたと見ることは不可能ではない。即ち、鄧小平氏の「猫論」⁽³²⁾及び「国情論」（現状認識論）⁽³³⁾を代表とする「現実主義」または「实用主義」の思想的路線である。中国の現実に基づいて、政治的・社会的経済的安定を優先的に配慮し、根本的な社会制度が変動しない限り、経済建設を発展させるという改革理念あるいは戦略は、いわゆる「社会主义的市場経済」理論の形成・確認に至つて、その成熟期を迎えたといえよう。⁽³⁴⁾かような考え方は、現在中国の人権理論をはじめとする法理論・政治理論から、訴訟＝裁判に関する実証的な研究までに充満し、しかもこれまでの改革と経済発展の実績の「証左」を加えて、ほぼ社会全般に受け入れられる理念になってきた。この意味で、改革開放及び市場経済がもたらしたいわゆる「観念の変革」の一つの特徴は、政治的功利主義から経済的功利主義への変容であるといえるかもしれない。

こうした背景において、いわゆる「社会主義的功利主義」の理念が、法理念として後述のように展開されてきている。

まず、法学界は、鄧小平氏の「現実主義」思想を「社会主義的功利主義」と定義し、その示唆を受けて、法理論は「従来の単に法の正義・公平・自由などの道徳価値を講じる天秤の上に、また生産力標準と社会的効用、即ち社会主義的功利主義的な価値を加えた。しかもそれが法的価値の最終判断標準になることになった。…合法性（社会的効用の要求と社会正義の要求に適応する法の精神と原則を意味する）は、改革の根柢と価値指向である」という功利主義価値観を主張している。

第二に、こうした功利主義的な法理念は、西洋の現代法哲学の若干の觀点・概念を借りて、新たな中国的功利主義法哲学を構築しようとするものである。典型的な例としては、法と経済学（Law and Economics）の視角から、権

利を効率と関連させながら検討する権利論である。その首唱者である田培炎と蔣兆康は、次のようにその主張を開している。即ち、権利は一種の資源である。それは実は人々の行為の可能性ではなく、むしろ権利主体の法による収益に基づいて「富」を享受しうる資格である。資源としての権利は極めて欠乏しているので、問題は、どのような権利の配置によつて、人々が効率的に権利を享受しながら、より多くの自由を産出することができるかということである。結論は、効率性を価値指向として権利配置の現状を考量し、その再編成によって権利配置の効率を最大化させるべきということである。具体的には、コスト一収益分析の原則によつて、政府の介入は、ただ市場の自由の取引より効率的である限り認められることができ、改革の目標は、理性的かつ秩序的な漸変によつて、法システムの効率を最大化させるという原則をとるべきである。また、権利と義務をともに重んじる観念を樹立すべきである、等の原則をとるべきである。³⁷⁾

もちろん、こうした理論は、法と経済学の観点というより、むしろその理論の用語を用いて、権利概念に対する、中國式の功利主義的な解釈ないし誤解という方がよいかもしれない。しかし、こうした法哲学理論の登場は、その主張からみると、功利主義法理念及び価値觀の、中国での濫觴とその志向は明らかであろう。

第三に、功利主義の価値觀は、実務界の法意識ないし裁判理念に対しても顕著な影響を与える。司法界においては、最高人民法院の副院长である劉家琛の「訴訟価値論」が、代表的なものである。その内容は、次のようである。すなわち、公正は訴訟の第一次的な価値であり、効率性は訴訟の第二次的な価値である。訴訟の公正を維持する機能が強調されたから、訴訟の効用は従来重視されなかつた。しかし、近代法学研究の趨勢の一つは、訴訟の効用を重視してきたのである。具体的にいえば、紛争当事者は、訴訟を行う前に、三つの可能性の中から選択しなければならない。即ち、一、当事者双方のコストはその実際的収益より多い、二、当事者双方のコストはその実際

的収益と等しい、三、当事者の一方のコストはその実際的収益より少なく、その相手のコストはその実際的収益よりも多い。一と二の場合には、当事者は訴訟を放棄また消極的な態度をもつはずであるが、それに対し、三の場合は、一方の積極と相手の消極という対立する態度になるはずである。従つて、当事者は、一般的に最良の結果を期待し、自己の行為や方法を選択すべきである。最大限に訴訟コストを減少させながら、できる限り最良の訴訟効用を達成するというのが、唯一の合理的な選択である。訴訟コストと収益の計算は、二つの価値体系にかかわる。つまり経済的（物質的）価値と倫理的価値であり、この二つの価値体系は一般的に一致するが、しかししばしば逆行結果もみられる。訴訟活動と訴訟コストや収益との関連は、主として、訴訟期間・訴訟費用・訴訟手続・判決の公正性・及び当事者と司法機関の行為の妥当性にあるが、その相互作用の結果が、訴訟の価値を決定する。こうした訴訟価値論の意味は、主体によつてそれぞれに異なつてゐる。司法機関にとつては、できるだけ訴訟期間の短縮・判決の公正を求めるべきである。当事者にとつては、訴訟行為の妥当性（賄賂や手続外の活動・影響などをしないこと）を強調しながら、訴訟コストと収益を考えた上で、調停・和解などによつて、より経済的な結果を選択すべきである。国家の訴訟メカニズムの設計者（例えば、立法機関）にとつては、裁判の機能を強化し、訴訟メカニズムの最適化を求めながら、手続の合理化、及び調停と裁判のバランスを掌握すべきである。³⁹

このような「訴訟価値論」は、著者本人が指摘しているように、「社会主義的市場経済理論」の展開につれて、裁判の社会的機能の拡大及び裁判観念の更新がもたらした産物である。⁴⁰それによると、中国における訴訟＝裁判理念は、従来の政治的目的を優先するという功利主義的な考慮から多少逸脱しているが、経済的社会的功利主義的理念や価値觀は、今後の主流になるであろう。

2 裁判における功利主義価値観

こうした功利主義的な訴訟価値観は、裁判モデルの再構成及び社会の訴訟觀念ないし法意識の変革に、重要な影響を与えるはずである。これまで訴訟・裁判制度の改革及びそれについて提出された提案からみると、中国における裁判に関する功利主義的な思考は、主として以下の諸点に表現されている。

(1) 訴訟のコストと収益を配慮する紛争解決メカニズムの設定

まず、法制と裁判制度改革の戦略としては、前述のような道具主義的な権力の統一と効率的な運用という考慮から出発し、裁判の社会秩序の安定・市場の規制と調節などの功利主義的な目的によって、裁判の社会的機能と任務を確定し、その手段的な役割を最大限に發揮することにその目標がおかれる。

次に、紛争解決メカニズムの設計については、コスト・収益のような考慮から出発し、多元的な紛争解決メカニズムを設計し、その相互補完、相互協調的な機能を果たすことが強調されている。建国以来、最初「人民内部の矛盾」を解決するために設計された民間調停・行政調停・法院調停と裁判及び仲裁の多元的な紛争解決メカニズムは、これまで不斷に整備され、しかも新たな発展もみられる。⁽⁴¹⁾改革初期、調停と裁判及び調停と法治との関係、とくに裁判所調停の実際的な運営の問題について、それぞれの議論や意見が現れ、その争議の焦点は、主として調停優先の強調が導いた裁判の機能への障害、自主的調停と適法性との抵触、裁判所の強制調停の志向及びその弊害等にあつた。それに対して、「民事訴訟法」の実施以降、とくに現在の紛争の急増を背景として、法学界には紛争解決メカニズム及び裁判所調停についての功利主義的な面からの再認識が行われ、制度または実際運営にも新たな動向がみられる。

具体的に、一方では、前述のような「訴訟価値論」の功利主義的理由によつて多元的な紛争解決メカニズムはさ

らに正当化・合理化され、しかもその機能は一層強化・活性化されてきている。例えば、民間調停と行政調停は、地縁関係または所属関係に基づく微細な紛争の解決にとって、柔軟性があり、効率的である一方、仲裁は、契約や技術に関する紛争の解決にとって、民間調停より権威的・専門的といえる。それに対して、当事者にとっては、裁判所の訴訟調停に入る前に、常により法的専門的・権威的な訴訟外調停メカニズムを利用する」ことが望ましいので、司法行政機関または弁護士が担当する「司法行政調停」が創立・提唱された。⁽⁴²⁾ いわゆる司法行政調停は、当事者双方が訴訟を求める前に、司法行政機関で弁護士などの法的な専門意見や助言を参考にしながら、相談や取引を通じて、より効率的・経済的な妥協案の選択によって紛争を解決する方法である。⁽⁴³⁾ こうした多元的な紛争調停メカニズムの活動によって、訴訟にまで至る紛争の量は最大限に抑制され、裁判所の負担と訴訟コストはともに軽減されることが可能となる。

他方では、訴訟過程においては、調停による紛争解決の功利主義的長所を強調しながら、従来の民事裁判における調停優先原則の過度の強調がもたらした訴訟遅延の現象に対して、調停と判決のバランスは効率性という原則によつて修正された。即ち、効率性の原則に基づいて、訴訟の各段階で調停ができるが、調停が無効な場合には、遅延せず判決を出すべきであり、こうして裁判所の法廷での調停期間の短縮が可能になつてきた。⁽⁴⁴⁾

さらに、裁判制度の改革、訴訟手続の設定と改善の一つの基本的出発点は、効率性やコストに対する功利主義的な考慮である。現在もつとも注目されている職権主義から当事者主義への傾斜ないし移行、という民事訴訟制度の改革からみると、諸々の觀点は、一般的に職権主義における三つの欠陥（つまり訴訟の効率性の低下、訴訟の民主性の欠如、裁判官の専断の可能性）が現在の制度に存在するという点で一致している。⁽⁴⁵⁾ そのなかで、改革の第一歩は、「民事訴訟法」による従来の職権主義的な証拠の収集・調査のやり方から、当事者の「拳証責任」を原則とする

同時に、裁判所の証拠収集・調査責任の強調への移行である。それは基本的には、裁判所の負担を軽減し、訴訟の効率を向上させるという思考に基づく改革である。最高人民法院に推薦される広西壯族自治区梧州地区中級人民法院の経験によれば、当該法院所属の各県法院では、法院が開廷前に自ら証拠収集することによって解決した事件は、一九八七年以前では審決事件の八〇%以上を占めていた。一九八九年に当事者の挙証責任を強調した後、法院が自ら証拠収集することによって解決した事件は、審決事件の一〇・三%になった。そして、法院の事件審理時間が短縮され、一九八九年七月の県法院の経済裁判廷において、訴訟の提起から一ヶ月内に審決された一審事件は七八・七%を占め、一ヶ月から三ヶ月内に審決されたのが一一・五%、三ヶ月以上かかったのは、わずか九・八%になっていた。^[46]

同じく、訴訟中調停と裁判との一体化^[47]、人民法廷の派出^[48]、簡易手続の利用^[49]等の制度の確立・発展は、殆ど効率と便宜の考慮から決めたものといえよう。

(2) 訴訟の効用に対する功利主義的な評価基準

中國の法理論は、裁判の宣伝・教育の役割を重視すると同時に、裁判による法の実施の効果についての評価・検証も強調する。^[50]法の実施といえば、公民の法の遵守及び司法機関による法の適用が含まれ、そのうち裁判による法の適用はその重要な部分を占めている。裁判による法の実施の効果は、具体的に、法の適用による立法の効用の実現、及び訴訟^{II}裁判の過程と結果がもたらした直接的・間接的な政治経済的・社会的な効用という両面にある。それに対する評価・検証には、主として、特定の事件についての当事者の満足度、実現された経済的利益、民衆と社会世論の反応、及び統計・調査によって獲得したデータの分析等の方法がある。こうした裁判の効用についての評価は、裁判に対する社会監督の一部でもある。裁判所は、一方では、事件審理期間、一人の裁判官の一年間に審決

した事件の数、調停成立率、事件上訴率、上訴改正率等の指標によつて裁判の業績を考査する。他方では、能動的に社会世論の評価や監督を受けながら、国家の中心的政策を自らの工作重点とすると共に、その裁判業績は国家権力機関または他の監督機関によつて総合的な社会的効用に基づいて検証・評価されるべきであるという自覺も明らかに示している。このような訴訟・裁判の効用についての結果主義的な評価及びその基準には、鮮明な功利主義的考え方が示されている。

最高人民法院により推奨された河南省高級人民法院の経験によれば、「事件処理の社会的・経済的効用の拡大を重視することを、経済裁判の出発点とし、同時に目的とする」のが基本原則である。即ち裁判所は事件に対し、判決を出すだけでなく、社会の安定と経済発展、及び当事者（法人・公民）の実際的な経済損益を考慮しながら、より効率的な処理を求めるべきである。具体的には、一、社会安定を妨げる激しい紛争を優先的に、迅速に解決する、二、当事者の困難と利益を考えながら、事件処理の効率を速やかにする、三、企業の債務紛争を適時に処理し、その更生の力となる、四、生産の需要を考えながら、訴訟保全を適用し、できるだけ経済的な損失を減少させる、五、法制宣伝教育によつて紛争も減少させる、等。こうした多様な手段を用いて、高い社会的・経済的効用を実現すべきだとされる。実例としては、以下の二つをあげてみよう。^{〔3〕}

（裁判例）開封県西姜寨郷八戸農民果樹園請負紛争事件　河南省開封県西姜寨郷の八戸農民（原告、A）は、それぞれに村民委員会（被告、B）から当該郷における八ヶ所の果樹園の經營を請負い、その請負契約の期限は大体八年以上であった。しかし、当時は果樹園の土地の面積と果樹の数が確實ではなかつたし、請負金額も低すぎるものであつた。数年後、果樹園の請負人の管理・経営によつて、果樹園の収益がだんだん増してきたので、地元の農民たちの不満も増えてきた。一九八八年八月县政府が土地請負制を合理化するために、県内の請負われた土地を調

整しようとした。当地の農民らは、その機会を利用して、AとBの請負契約における請負金額が低すぎたという理由で、請負契約の解除と請負契約を再締結することを請負契約の甲方村民委員会（被告、B）に要求し、しかもそうしなければ、すべての土地調整や農事などをいつせいに拒否すると脅した。そして、村民委員会（B）が一方的に請負契約を中止しようとしたので、八戸農民（A）は、それぞれに人民法院に訴訟を提起した。請求内容は、請負契約継続、解約行為無効ということであった。開封県法院は、その紛争を重視し、当日に立案（事件を登録すること）し、しかも速やかに郷政府の会堂でその八つの紛争を合同で公開審理した。事実の究明をした上で、法院は原請負契約の効力、及び甲方村民委員会（B）の契約中止行為の無効を認めた。と同時に、原請負契約の欠点と問題も指摘し、果樹園の土地の面積と果樹の数を再度確認し、請負金額を合理的な額まで増加するよう命ずる判決を出した。結局その判決に対して、八戸農民（A）や村民委員会（B）、及び農民たちは納得し、農民たち、村民委員会、及び請負者の間のかつての激しい衝突は円満に解消され、農事も適時に進んだ。^[54]

（裁判例二）博愛県集団訴訟事件 博愛県蘇家作村七戸農民（被告B）は、その村の第五組の小麦粉の製粉所の經營を請負ったが、経営管理の不善、深刻な損益のために、結局倒産に至った。当該製粉所は地元の四八村、三三二人（原告、A）に対して、多大な債務を残していた。一九八八年、原告らは当該製粉所に対する債権を主張し、原物返還または損害賠償などを求めてそれぞれに県法院に起訴し、同時に原告の一部は市政府に告訴をし、しかもBの家から財産を強奪しようとするなどの準備をも進めていた。県法院は直ちに立案（事件登録）し、合議廷を組織し、現地に審理を行つた。引き続いて、当事者の申告を聞きながら、調査や証拠収集もした。公開審理した上で、当該村の村民委員会、請負契約甲方の第五村民組（C）、及び共同請負経営者七戸農民（被告B）は共同して原告三二一人（A）の損失を賠償することを命ずる判決を下した。その判決に対して、農民たちは自分の権利を保護する

公正な判決と認め、こうした迅速な裁判によつて紛争は適時に解決され、衝突の深刻化を避けることができた。⁽⁵⁵⁾

(3) 裁判に対する効率性の要請

前述のように、市場経済理論の成立及び觀念の変化について、功利主義的な法理念や価値観は、訴訟＝裁判制度の改革と実際的な運営においても顕著な影響を与えた。その一つの結果としては、裁判に対する効率性の要請が圧倒的になり、効率性という価値は裁判理念の中心的な地位を占めてきた。その具体的な内容・表現については、次章においてやや詳しく考察する。

3 功利主義法理念の問題点

現在の中国における功利主義法理念の展開は、すでに述べたとおり、伝統的な思想的淵源と現実の市場経済の発展という両面にその要因がある。興味深いのは、「法治主義」という思潮が高揚している中国においては、功利主義的法理論の流行には、現在にみる欧米における功利主義に対する批判の高まりという傾向と異なる指向が現れているという点である。⁽⁵⁶⁾ 功利主義の「致命的な難点とされるのは、個々人の多様性や独自性を無視し、個人ないし少数者を社会全体ないし多数者の利益のために犠牲にすることを正当化し、社会全体を効率的管理システムに転化させることによって個人の自由を損なうのではないか」ということである。その他、人びとの現実の欲求や選好を無批判的に肯定しがちなことに対する批判とか、個々人の欲求・選好の測定やその個人間比較、行為・制度の結果の範囲やその確定・比較などの技術的可能性に対する疑問なども無視しがたい⁽⁵⁷⁾。中国における功利主義的法理念は、改革開放と市場経済の指導的思想として積極的な意義を有するが、こうした致命的な難点ないし欠陥も不可避といわなければならぬ。功利主義が伝統的法思想及び社会主義的法理念と結合する場合には、少なくとも、次の問題点に

注意しなければならないと考えられる。

まず、ここ数年間展開されてきた権利論は、従来の「義務本位」・「社会本位」を是正するための権利概念・権利意識を高揚させる法理念であるが、それが功利主義的な考え方によつて多少制限され、その結果、最大多数の共通する権利・利益を求める集団主義的な権利・義務をともに重んじるべきという法理念が依然として主導的な位置を占めている。⁵⁸⁾この意味で、功利主義の濫觴は、伝統的法意識・法理念と融合し、自由主義または個人主義的な法思想の展開にとって、主要な障害となると思われる。

次に、功利主義的法理念から出発し、個人の政治的権利や生存権は重視・強調されるが、他方で、他の人権や自由、とくに刑事訴訟における被告人・犯罪者の人権は充分には重視されていないと見られる。こうした考え方と社会主義的な国家・集団の利益及び社会公益を強調し優先するという原則が合わさつて、個人の権利・利益と国家・社会・集団の権利・利益とが衝突する場合には、個人を犠牲にするという結果が導かれやすいことになろう。

第三に、功利主義的考え方は、法的道具主義の戦略と結合し、一方的に裁判の表面的な経済的社会的効用を強調するために、従来の裁判モデルにおける道具主義的機能と性格を転換することはできないであろう。そのために、形式や手続上の改革がいくら行われたとしても、裁判の内在的な管理型法的特質の根本的変革への必要性と可能性はまだ見えない。従つて、民事裁判制度の改革としての職権探知主義から当事者主義への移行は、確かに諸々の意義があげられるが、現時点では、やはり効率性の向上という直接的な動因と効果が注目されていると思われる。⁵⁹⁾

しかし一方、中国の場合、社会制度は根本的に社会主義であり、国家の法による資源配分、個人収入と地方の格差を是正する平等主義の方針や政策は、依然として実行されている。それは、単なる功利主義的考え方や極端化の傾向に一定の制約を加えることはできる。一方、伝統的集団主義・道徳主義のような意識は依然として深い影響力

を持つており、それらは近年の市場意識と呼ばれる功利主義的な思想と相互補完するという一面を有するが、その間の対立と相剋も見逃すわけにはいかない。現在、国家と社会においては、伝統的文化を用いて、極端な功利主義の欠陥の克服が主張されている。例えば、伝統的「公」の観念によつて、極端な私的欲求を制限し、精神的・道德的な修養によつて、単なる「利」への追求を制約するというものである。⁽⁶¹⁾ こうして改革しつつある社会主義的制度に基づいて、伝統的法文化・法意識と現代功利主義的法理念との相互融合と相互補完は、おそらく今後まだまだ続くものと思われる。

注

- (1) 詳しくは、浅井敦『現代中国の法理論』（東京大学出版会、一九七三年）、幼方直吉編『現代中国法の基本構造』（アジア経済研究所、一九七三年）、針生誠吉『中国の国家と法』（東京大学出版会、一九七〇年初版、一九八〇年第二版）鈴木敬夫編訳『現代中国の法思想』（成文堂、一九八九年）、及び拙稿「権利をめぐる論議——中国法哲学の現状と課題」『名古屋大学法政論集』一五三号参照。
- (2) その主な内容については、注(1)の文献参照。
- (3) 『法学詞典』（増訂版）（上海辞書出版社、一九八四年）六〇〇頁参照。
- (4) 一九五七年一月、毛澤東はその「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」と題する論文において、「人民内部の矛盾」と「敵と味方との間の矛盾」という性質を異なる二種類の矛盾と、それぞれの矛盾に応じた処理の仕方を論じ、とりわけ社会主义社会のもとでの人民内部の矛盾とそれの適切な処理がもつ意義の重要性を訴えた。『毛澤東選集第五卷』（人民出版社、一九七七年）三六三一四〇二頁。
- (5) 一九五七年第一期全人代第四回会議で董必武最高人民法院院長の報告より。

小口彦太他『中国法入門』（三省堂、一九九一年）一七八頁。

馬原主編『民事審判的理論与実務』（人民法院出版社、一九九三年）四四一四五頁。

本稿前章第二節参照。

(9) (8) (7) (6) 田中信行「中国における裁判の独立と黨の指導——一九五四年——一九八一年」『季刊中国研究』第5号（一九八六年）特集「中國の裁判制度」所収参照。

(10) 詳しくは、郭道暉「市場經濟与法学理論、法制觀念的變革（近年法学新論述評）」『法学』一九九四年二期、方強他「創建中國特色社會主義新法学」『法学』一九九四年三期、劉昇平他「市場經濟与法理学的更新和變革」『中国法学』一九九三年四期、万斌「対伝統法哲学的超越」『浙江社会科学』一九九三年五期など参照。

(11) 詳しくは、前掲拙稿「権利をめぐる論議——中国法哲学の現状と課題」参照。
 (12) 前掲万斌「対伝統法哲学的超越」参照。

(13) 例えば、前掲郭道暉、方強などの法学研究の新たな動向に関する評述においては、従来の、法は「階級統治の道具」にすぎないという法の政治的な機能を強調する方向から、「經濟建設を中心とする」という目標を実現するための法の調整機能を重視する方向へ転化すべきであるという観点が共通している。

詳しく述べ、本稿次章参照。

(14) 詳しくは、本稿第三部第一章参照。

(15) 前掲馬原主編『民事審判的理論与実務』一六頁以下、第二章「民事裁判的社会功能」参照。

(16) 重大な刑事犯罪とは、主に「中國人民共和国刑法」における殺人、強姦、強盗、爆破などの罪名、とくに「公共の安全に危害を及ぼす罪（第二章）」の下での重大な犯行を意味する。八〇年代以来、社会の安定を維持するために、こうした重大な犯行に対して厳しく追究するという政策が引き続き実行されている。

- (18) 重大な経済犯罪とは、主に「中国人民共和国刑法」における「社会主義の経済秩序を破壊する罪（第三章）」、「財産を侵す罪（第五章）」、及び「とく職の罪（第八章）」（賄賂、横領）等の犯罪を意味する。それに対し厳しく追究する政策は、基本的に国家公務員のなかでの腐敗の蔓延を是正する当面の措置として実行されているのである。
- (19) 『中華人民共和国最高人民法院公報』一九九三年二期。
- (20) 『中華人民共和国最高人民法院公報』一九九四年三期。
- (21) 任建新「最高人民法院工作報告」（一九九五年三月二三日）『人民法院報』一九九五年三月二十四日。
- (22) 最高人民法院副院长高昌礼の全国高級法院院長会議での報告によれば、一九九三年まで、全国においては、未だに二〇%の人民法院、三一・八%の人民法廷は法廷と庁舎も有しない。『中華人民共和国最高人民法院公報』一九九四年一期。
- (23) 主として、訴訟の急増と大量な新しい法律の制定・実施という両面である。裁判官の増加と素質の向上は、その任務の増加と比べて、深刻な不均衡な状態がみられる。
- (24) 田中成明『現代日本法の構図』（悠々社、一九九一年増補版）一六一頁。
- (25) 一つの具体的な提案として、中国社会科学院法学研究所課題組「建立社会主義市場経済法律体系的理論思考和対策建議」（『法学研究』一九九三年六期）参照。この研究グループの構成員の多数は学者であり、立法の起草者でもある。彼らの意見によれば、中国法の現代化は、現代西洋法の発展の趨勢とは逆に、むしろ近代初期の普遍主義的「法治」理念によつて、既存の中国法の立法から裁判制度までを全般的に再編成すべきであるというものである。しかし、新たな法システムの母体は、必ずしも特定の英米法あるいは大陸法の国家法システムではなく、むしろ総合的に中国の国情を考えながら、選択的に採用することになるというものである。
- (26) 本稿次章第四節参照。
- (27) 代表的には、「中国現代化過程における法制建設の理想的目標は、中国の特殊な国情の充分な認識に基づいて、西洋法治の合

- 理的な要素と成果を大胆に科学的に吸収し、法治を主導とし、道徳教育と感化を補助とし、法と情と理は相互に融合し、原則性と柔軟性などを統一した立体的な法的コントロールシステムを建立することであるべきである」という意見がみられる。前掲万斌「対伝統法哲学的超越」三四頁。
- (28) 田中成明ほか『法思想史』(有斐閣、一九八八年) 七七頁参照。「なおヘンサムの功利主義思想は、部分的にであるが、イエーリングの目的法学、パウンドの社会学的法学、ヘックの利益法学などによつて引き継がれている。権利＝利益説とか、利益衡量論などの源流も功利主義思想にあるといつてよい」(八四頁)。
- (29) 前掲田中成明ほか『法思想史』八二頁。
- (30) 中国の伝統的思考様式において、訴訟に関する場合には、功利的考慮と道徳的考慮は、常に一致、または相似する結論を出すことが普通であった。第一部第五章第二節参照。
- (31) 詳しくは、本稿第一部第一章参照。
- (32) つまり鄧小平氏の名言「白猫でも、黒猫でも、鼠をとる猫が良い猫である」が代表する現実主義的考え方、及びそれに基づく改革路線である。
- (33) 改革開放の指導者の一人である陳雲は、それについて、「第一に十億人民が飯を食えること、第二に社会主义建設を行うこと」と述べている。「国情論」については、池田誠也『図説中国近現代史』(法律文化社、一九八八年) 一二〇四頁参照。
- (34) 本稿第三部「はじめに」注(2)参照。
- (35) 國務院報道弁公室『中国の人権状況』(人民出版社、一九九一年)、孫國華主編『人権——走向自由的標尺』(山東人民出版社、一九九三年) 参照。
- (36) 前掲郭道暉「市場経済与法學理論、法制觀念的變革」五頁。
- (37) 田培炎・蔣兆康「論權利與効率——一種法律經濟學觀點」『法學研究』一九九二年六期。

- (38) 劉家琛『訴訟及其価値論』(北京師範大学出版社、一九九三年)第四章「訴訟価値論」。
- (39) 前掲劉家琛『訴訟及其価値論』一頁以下「前言」参照。
- (40) 詳しくは、本稿第三部第一章第一節参照。
- (41) 趙震江主編『中国法制四十年』(北京大学出版社、一九九〇年)三五五頁以下参照。
- (42) 前掲劉家琛『訴訟及其価値論』第四章、とくに一三二頁以下、五、「優化訴訟組合」における裁判と調停の関係についての論述参照。
- (43) 前掲劉家琛『訴訟及其価値論』一三三頁以下参照。近年の、裁判所内の経済紛争調停センターが、同じ趣旨から形成された調停機構である。第一章注(2)参照。
- (44) 前掲劉家琛『訴訟及其価値論』一三五頁以下参照。
- (45) 左衛民、劉全勝「中国民事訴訟制度・透視・評析与改革」『法学』一九九四年一期、余慶斌「民事訴訟應該從職權主義向当事人主義轉變」『社会科学研究』一九九四年三期、陳桂明「民事訴訟中法院職權的弱化及其効応——兼対新旧民訴法典中幾項制度的比較研究」『法学研究』一九九二年六期参照。
- (46) 最高人民法院経済審判庭編『経済審判経験専題和案例選編』(人民法院出版社、一九九一年)一九五頁以下、「強化舉証責任、提高經濟審判水平」参照。
- (47) 「民事訴訟法」第八章「調停」、第二二章「第一審普通手続」参照。
- (48) 人民法廷は、基層人民法院の派出機構である。それは、巡回法廷に基づいて発展してきたのであり、基層法院の構成部分である。人民法廷は、事実が明白で権利義務関係が明確であり、争いの少ない紛争について、一名の裁判官が簡易手続で裁判を行うことができる。「民事訴訟法」第一三章「簡易手続」、最高人民法院「民事訴訟法」の適用に関する若干問題についての意見』『中華人民共和国最高人民法院公報』一九九二年三期参照。

- (49) 「民事訴訟法」第一三章 簡易手続、及び最高人民法院「經濟紛争において簡易手続を適用し、開廷審理することについての若干の規定」「中華人民共和国最高人民法院公報」一九九四年一期参照。
- (50) 郭宇昭主編『社會主義法的基本理論』（中國人民出版社、一九九三年）第八章「社會主義法的實施效果」参照。
- (51) 前掲郭宇昭主編『社會主義法的基本理論』一九六頁以下参照。
- (52) 本稿第三部第一章第二節参照。
- (53) 前掲最高人民法院經濟審判庭編『經濟審判經驗專題和案例選編』一五頁以下参照。
- (54) 前掲最高人民法院經濟審判庭編『經濟審判經驗專題和案例選編』一七一八頁参照。八〇年代初の改革初期においては、農村の請負制度はまだ整備されていなかったので、請負契約が極めて多かつた。従つて、八〇年代後半にかけて、相当多数の農村において、請負契約の整頓や再確認の活動が起こり、契約をめぐる紛争が急増した。このような請負契約紛争事件の処理について、最高人民法院は、一連の司法解釈を発表した。もともと重要なものは、「最高人民法院農村請負契約紛争事件の審理における若干の問題に関する意見」である。最高人民法院公報編輯部編『最高人民法院公報典型案例和司法解釈精選』（人民法院出版社、一九九一年）八五二頁以下参照。
- (55) 前掲最高人民法院經濟審判庭編『經濟審判經驗專題和案例選編』一八頁参照。
- (56) 現代功利主義の「目的論的性格、総量主義、最大化主義、結果主義などに対する批判は、最近になつて一段と厳しくなつてしまつてゐる。これらの功利主義批判をふまえて、ロック、ルソー、カントラの社会契約説の自然状態・社会契約・自然権などの構造的特徴を現代的に再構成し、功利主義に全面的にとつて代わるべき実質的正義原理を体系的に展開し基礎づけようとしたのが、J・ロールズの「正義論」である。前掲田中成明ほか『法思想史』一四五一一四六頁。
- (57) 前掲田中成明ほか『法思想史』一四五一一四六頁。
- (58) 前掲拙稿「権利をめぐる論議——中国法哲学の現状と課題」参照。

(59)

中共第一四期大会の「社会主義的市場経済体制」を建立する若干問題に関する決定において、平等主義を打破すべきと指摘すると同時に、巨大な分配上の格差と分化を避けるべきことが強調されている。『人民日報』(海外版)一九九三年一一月一七日参考。

(60)

一九九四年全国民事裁判業務座談会の意見によれば、民事裁判方式の改革に関する発想においては、効率性の向上がその主要な動機と述べる一方で、他の理由として、民主と法制の強化、司法機關腐敗現象の防止、国際的な司法制度との接近を動機としてあげている。「為市場經濟提供高効服務——中國着力改進民事審判方式」『人民日報』(海外版)一九九四年八月一一日参考。

(61)

このようなテーマの一つである「儒学と現代化」については、『人民日報』(海外版)一九九四年一〇月一九日参考。